

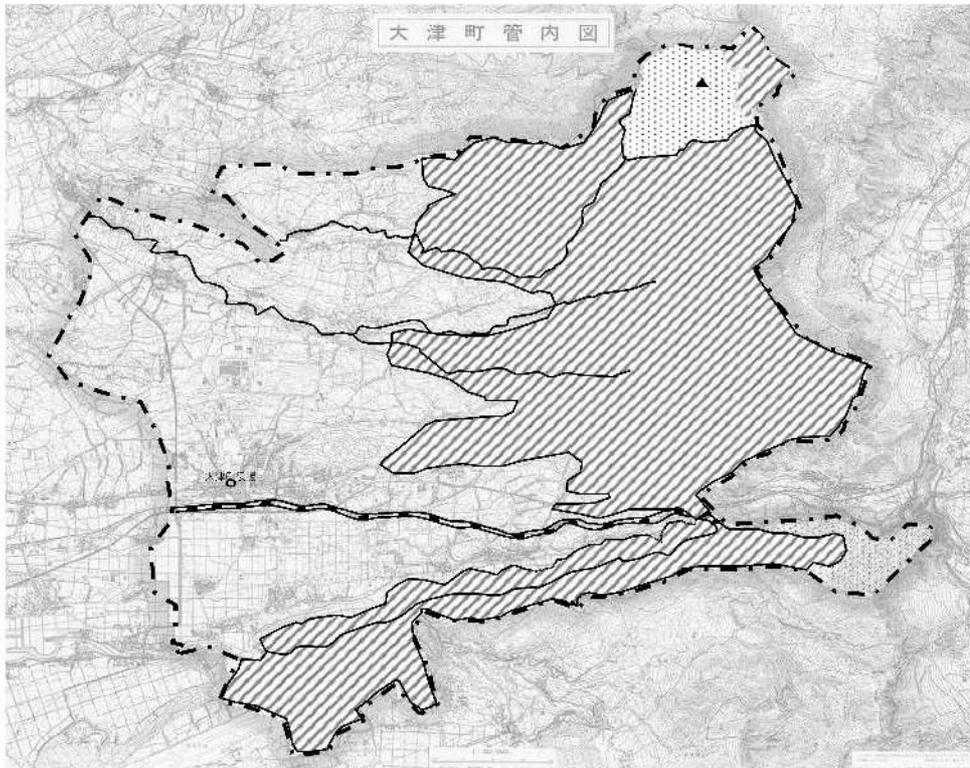
大津町森林整備計画

計画期間 (自 令和7年 4月 1日)
(至 令和17年3月31日)

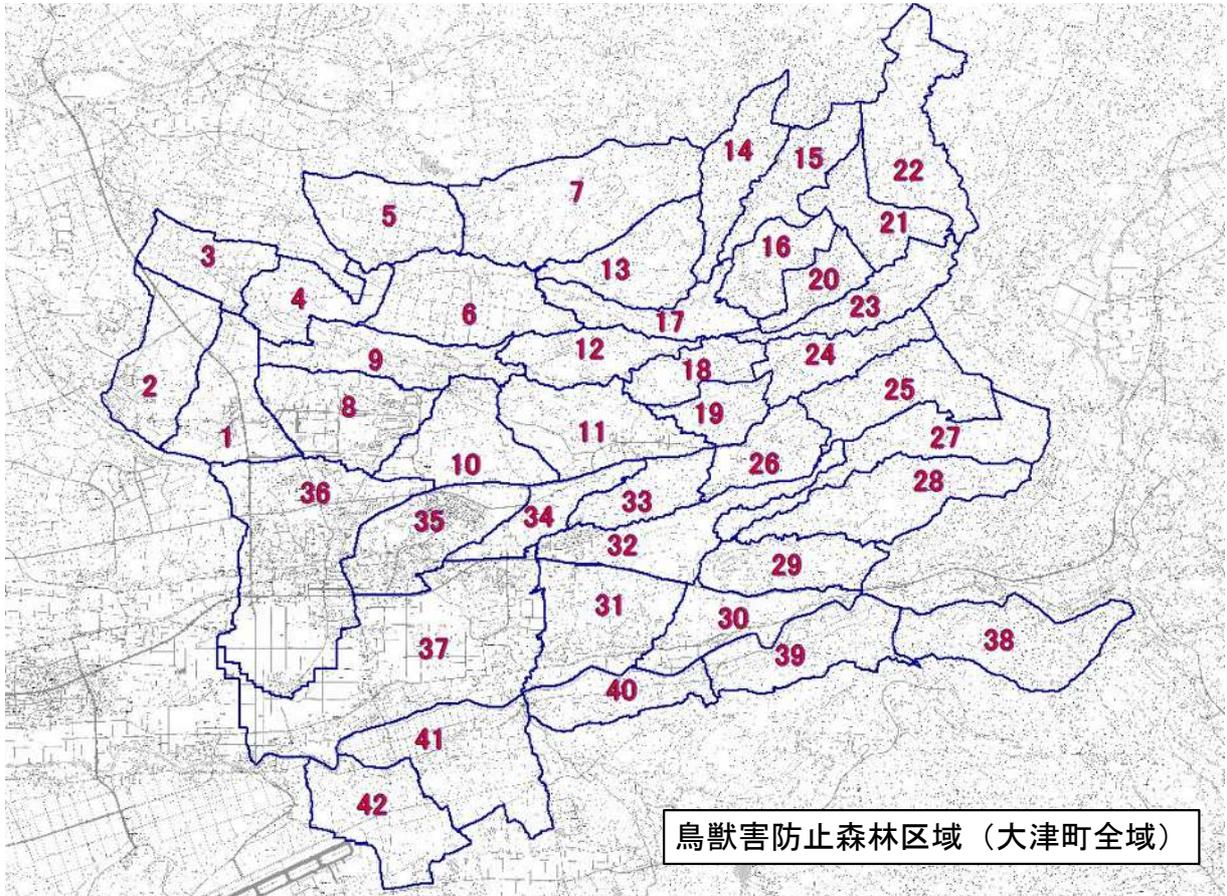
熊 本 県
大 津 町

大津町森林整備計画位置図

《凡 例》	
山 岳	
河 川	
都道府県界	
森林計画区界	
市町村界	
民 有 林	
国 有 林	
鉄 道	



大津町鳥獣害防止森林区域



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4

II 森林の整備に関する事項

第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区分及び当該区域における森林施業の方法	14
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方 策	17
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用に関する基本的な事項	17
5	その他必要な事項	18
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	18
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	18

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
4	その他必要な事項	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	20
3	作業路網の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	21
第8	その他必要な事項	21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	23
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	23
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	23
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	24
3	林野火災の予防の方法	24
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	24
5	その他必要な事項	24

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	25
4	その他必要な事項	25

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	25
2	生活環境の整備に関する事項	25
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	25
4	森林の総合利用の推進に関する事項	26

5	住民参加による森林の整備に関する事項	26
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	26
7	その他必要な事項	26

大津町森林整備計画

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、熊本市の東方約20kmに位置し、阿蘇外輪山西部に連なる広大な山林、原野地帯とそれより緩やかな傾斜をなして広がる北部畑地帯、阿蘇山を源として東西に貫流する白川の豊かな流れに沿った南部の肥沃な水田地帯により形成されている。

本町の総面積は9,910ha、森林面積は4,310haで総面積の40%を占めている。民有林面積は4,003haでそのうちヒノキ・スギを主体とした人工林は69%である。しかし戦後植栽した65～70年生以下の13～14齢級が主流であり、利用・林産事業を計画的に実施していくことが重要である。本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山と、林業生産活動が積極的に実施される人工林からなっており、近年は、森林に対する住民意識・価値観が多様化し、求められる機能発揮が多くなってきていることから下記のような課題がある。

東部の古城・瀬田地区及び南部の外牧・岩坂地区は、伐期を迎える林分も多く存することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から計画的な伐採を推進する。また、この東部地区の阿蘇市側は公有林が大半を占めていることから、公益的機能及び木材生産活動が期待できる森林整備を図る。

北部の矢護川地区は天然林の広葉樹林が広く存して自然景観に優れており、植樹活動等を通じた森林とのふれあいの場として活用が期待されている。

中央部の高尾野地区は、周囲に住宅団地や工業団地の開発が進んでいる地域であり、森林公園を中心としたレクリエーションの場を提供する。

地域ごとの課題としては以上のとおりであるが、それぞれにおいて共通の課題も有している。本町全域の森林が担う重要な役割として、熊本市を中心とする熊本地域の地下水かん養が挙げられる。着々と進む地下水の減少に歯止めをかけ、豊かな地下水を後世に残すことを目標として、地域ごとに適切な森林整備を推進しつつ、積極的に水源かん養林としての機能向上と地下水の保全に努めていく。

また、本町全域の共通課題として、人工林の高齢級化が進んでおり、今後は持続可能な森林整備を構成するためにも伐期に達した人工林については、主伐も含めて次世代への更新が図られるよう森林整備に努めることとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

なお、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない多様で健全な森林への転換等を促進していく。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保全する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っている等遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場と学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等により、立地条件に応じた多様な森林資源の整備を図る。

また、森林の適正な経営管理、効率的な森林施業に不可欠であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進する。

なお、重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、下記のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、大津菊陽水道企業団の水源地上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進し、山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の整備を図る。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美観景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

生物系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

なお、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力については、本町の林業労働の担い手である森林組合などの林業事業体では、現在、保育作業を中心とした体制となっているが、主伐や利用間伐を推進するためには、高性能林業機械の導入、活用も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。

また、適切な森林整備を推進していくために、林業事業体、林業普及指導員、森林づくり推進員、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、町、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密として、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の推進、森林作業道等の整備、林産物の利用促進のための施設の整備等を総合的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は以下のとおりとする。

ただし標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40年	45年	35年	35年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1個所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単体として伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植林による場合に当たっては40%以下の伐採）とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～キに特に留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護等に努める。
- ウ 森林の公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図る観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮する。なお、自然条件が劣悪な森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。
- オ 本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない森林への転換を図る。
- カ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、野生動物の営巣等に重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。
- キ 上記ア～カに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁通知)(以下、「伐採・搬出指針」という。)や「ガイドライン」^{注)1}のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ行うこととする。
- また、集材に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように努めるため、集材路^{注)2}の設置等については「伐採・搬出指針」や「ガイドライン」を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととする。

注) 1 「ガイドライン」とは、「林地保全に配慮した林業のガイドライン」(令和4年4月 熊本県森林整備課策定。)をいう。

注) 2 「集材路」とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう(森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する)。

3 その他必要な事項

伐採箇所には市町村森林整備計画及び森林経営計画に適合した伐採であること

を地域住民等に周知するため、町が発行する伐採届出旗を掲示し、無秩序な伐採や植林未済地の抑制を図るものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等から、下表のとおりとする。

なお、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町林務担当者との相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

また、苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ 等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工林については、以下に示す本数を標準として行うものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ、ヒノキ、クヌギ、 高木性広葉樹、 マツ類、その他	疎仕立て～ 中仕立て	1,500本～ 3,000本	

注) 高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、植栽本数基準の下限を400本/haとすることができる。

複層林化、混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

また、標準的な植栽本数を超えて植栽しようとする場合や保育の簡素化を図るため植栽本数を少なくする場合などは、林業普及指導員又は町林務担当者とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、以下に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地 拵 え の 方 法	林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、幹枝条等は流亡しないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮の上、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意する。 なお、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業工程の効率化に努める。
植 付 け の 方 法	通常穴植えとし、短形植栽、正三角形植栽等地利及び地形により適切な方法を選定することとする。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用に努める。
植 栽 の 時 期	2月上旬～3月中旬の春植え、9月中旬～11月上旬の秋植えを標準とし、自然的条件を考慮して選定することとする。 ただし、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには、地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採跡地の人工造林をすべき期間を下記のとおり定める。

①植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、伐採が完了した日を含む年度の初年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することが出来る。

②それ以外の森林

基本的に上記①と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りではない。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分に確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	クヌギ、シイ、カシ、ブナ、カエデ類、アカシデ、ミズキ、ミズナラ、ヒメシャラ、ホウノキ、サワグルミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同 上

(2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る最大の立木本数及び天然更新補助作業について以下のとおり定める。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこと。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、生育し得る最大の立木を本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2(1)の天然更新の対象樹種	10,000本/ha

イ 天然更新の補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 拵 え	種子の定着に適した環境を整備することを目的とし、1(2)イに定める方法に準じて地拵えを行う。
地 表 処 理	必要に応じて林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合を考慮の上、林地の表土が流亡しないよう特に留意する。
刈 り 出 し	ササ等などの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、必要に応じて更新が完了するまでササ等の刈り出しを行うこととする。
植 込 み 及 び 播 種	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、確実な更新が見込まれないものについて、必要に応じて苗木の植栽又は播種を行う。
芽 か き	ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮の上、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

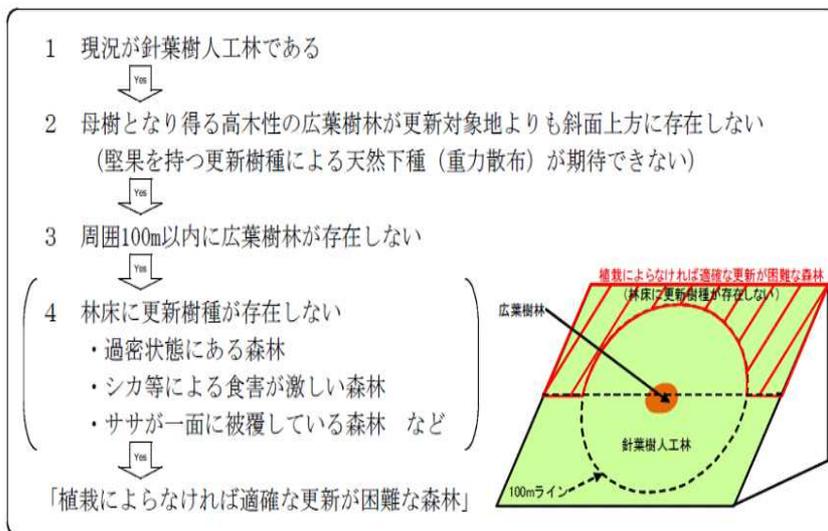
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とする。

なお、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新対象樹種が存在しない森林を当該森林とする。

(参考) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林について、下表のとおりとする。

森林の区域	備 考
該当なし	但し、特に伐採面積が大きく、周辺からの木本類の侵入が困難と認められた場合には、町長が判断し、植栽を促進する。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、下記のとおり定めるものとする。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)によるものとする。

5 その他必要な事項

補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

森林の土地所有者届出、伐採届制度を周知して、伐採後の造林等の確実なものとするように努めるものとする。

また、造林地においてシカによる食害が多発している区域にあっては、防護ネット等の鳥獣被害防止施設の整備を行うものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の成育の促進及び利用価値の向上並びに林分の健全化を図るため、間伐は以下に示す内容を標準として過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ	1,500	一般材	△	28 ~ 34				
	~2,000	大径材	△	28 ~ 35	39 ~ 52	58		
		一般材	14	23	31			
	3,000	大径材	14	23	31	45	57	
1,500		一般材	△	34 ~ 39				
	~2,000	大径材	△	34 ~ 40	42 ~ 55	61	72	
3,000		一般材	14	25	31			
	大径材	14	25	31	40	55	65	

標準的な方法	備考
<ul style="list-style-type: none"> 初回は、除伐（植栽木以外の樹種の伐採）を兼ねた間伐とする。 2回目以降は、形成不良木を選定するとともに、林分密度管理図を参考として定量的に本数管理を行う。 間伐率は、強度の疎開を避けて決定するものとし、本数率で20~30%程度とする。 高齢級の森林における間伐については、成長力に留意して実施する。 間伐実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で 	

育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。

(3) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林における間伐及び保育

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における木伐及び保育の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集約化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、地域の技術体系に応じ、路網の整備及び機械化による効率的な列状間伐をはじめとした間伐を推進することとする。

(4) シカ等による被害の抑制

シカ等による植栽木の食害を受けている造林地又は受けるおそれのある造林地において下刈りを行う場合は、坪刈り又は筋刈り等の方法により植栽木の食害を抑制する

(5) その他

竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大（標準伐期齢+10年）とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

ただし、クヌギについては、対象樹種から除くこととする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹			種	
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
全 域	50年	55年	45年	45年	25年

(2) 土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

下記の①から④の森林など、土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能、その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定めるものとする。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能の評価区分が高い森林等

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林

住民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林等

③保健文化機能の維持増進を図る森林

保健保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然環境等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

④その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮するとともに、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

このため、下記の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定めることとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を以下の伐期齢の下限のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、

特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

なお、それぞれの森林の区分については別表2により定める。
ただし、クヌギについては、対象樹種から除くこととする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹			種	
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
全 域	80 年	90 年	70 年	70 年	30 年

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

- a 地形について、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている森林
- b 地質について、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤と成っている箇所の森林
- c 土壌等について、火山灰地帯等で表土が粗しょうで擬集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫（れき）地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③保健文化機能の維持増進を図る森林

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林
- d 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等か

ら一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域として定める。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れの低い森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

これらの区域については、別表1のとおりとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	7 林班、11～30 林班、32～34 林班、38～40 林班	3413.12
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	24 林班 14・38～40・66～70・86～88・94・103・105・106・129・136・138・142 小班	58.56
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	33 林班 75・101 小班、34 林班 3・41・60・61 小班	27.01
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持	木材の生産機能の維持	該当なし

増進を図るための森林施業を推進すべき推進	増進を図るための森林施業を推進すべき推進のうち、特に効率的な施業が可能な森林		
----------------------	--	--	--

【別表2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	7林班、11～30林班、32～34林班、38～40林班	3413.12
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能の又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	24林班 14・38～40・66～70・86～88・94・103・105・106・129・136・142 小班	58.56
	複層林施業を推進すべき森林 複層林施業を推進すべき森林 複層林施業を推進すべき森林	33林班 75・101 小班、34林班 3・41・60・61 小班	27.01

	特定広葉樹の 育成を行う森 林施業を推進 すべき森林		
--	-------------------------------------	--	--

3 その他必要な事項 該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。

このため、特に、不在村森林所有者や森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び公開並びに助言、あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、不在村森林所有者や森林を手放したい森林所有者が増加していることから、所有権の移転や森林の共有による集約化により本制度の活用の加速化を図る。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計

画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域の森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林については、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先して行うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の大部分は5ha未満の小規模所有であり、森林施業を計画的、重点的に行うためには、町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落に実行責任者である集落リーダーを配置し、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、意欲ある所有者単位での森林の整備を図っていくこととする。

特に、本町の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、森林施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

このため、施業実施協定の締結を促進し、高密作業路の計画的整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

森林の整備に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかける、不在村森林所有者に対しては、町及び森林組合が、ダイレクトメール等を利用するなど、森林の機能及び森林管理の重要性の認識を深めるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

また、施業実施協定が締結され、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託する場合、一定割合を補助できるような町単独事業の創設等を検討し、施業実施協

定の締結を推進することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、下記の事項に留意しながら実施するものとする。

- ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、下記のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	30~40	70~210	110~250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	23~34	52~165	85~200
	架線系作業システム	23~34	2~41	25~75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	16~26	35~124	60<50>~150
	架線系作業システム	16~26	0~24	20<15>~50
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5~15	0	5~15

注)「急傾斜地」の◇書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方は、下記のとおりとする。

区 分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐 採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運 搬

緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーバスタ	グラップル	プロセッサ	フォワード トラック
中傾斜地 (15° ~35°)	車両系	200~300	40~100	ハーバスタ チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワード トラック
	架線系		100~300	チェンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワード トラック
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	300~500	50~125	チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワード トラック
	架線系		150~500	チェンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワード トラック
急峻地 (35° ~)	架線系	500~1500	500~1500	チェンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道を含む）

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画的な基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を必要に応じて設定する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等「林道規程」（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、「林業専用道作設指針」（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本とし、「熊本県林業専用道作設指針」（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、下表のとおりとする。

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長(m)	利用区域面積 (ha)	前年5ヶ年 計画箇所	備考
開設	自動車道	林道		瀬田裏線	1,900	282		
拡張 (改良)	自動車道	林道		菊池人吉線	145	1,393		
拡張 (改良)	自動車道	林道		猪郷谷線	8	236		
拡張 (改良)	自動車道	林道		瀬田裏線	26	282		
拡張	自動車道	林道		菊池人吉線	3,367	1,393		

(舗装)								
拡張 (舗装)	自動車道	林道		瀬田裏線	2,000	282		
計					7,446			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成 8 年 5 月 16 日 8 林基第 158 号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切な管理をすることとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路線の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を推進する観点等「森林作業道作設指針」(平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知)を基本とし、「熊本県森林作業道作設指針」(平成 23 年 7 月 27 日付け森整第 348 号熊本農林水産部長通知)に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」(平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知)等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切な管理を行うものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

本町の森林所有者は、前述したとおり零細であり、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道・作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、本町と森林組合等が一体となって、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取り組みを広域的に展開していくことで、森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していくこととする。

(2) 林業就業者及び林業後継者の育成方針

森林組合や認定事業体等の各種事業への受委託の拡大等を図りつつ、林業就業者の労働安全の確保、各種社会保険への加入等労働条件の改善に努めるとともに、技

術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

また、本町と森林組合が一体となって、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取り組みを広域的に展開していくことで、森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していくこととする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本町林業の主な担い手である森林組合等については、施業の共同委託化による受注体制の整備、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の森林の人工林は 13～14 齢級が多くを占めており、既に主伐期を迎えている森林が多い。しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり傾斜地の多い地形条件等に対応した機械の導入は重要な課題である。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業種類		現状(参考)	将来
伐倒造材	全流域 (緩傾斜)	チェーンソー	ハーベスタ プロセッサ
	全流域 (急傾斜)	チェーンソー	チェーンソー、スイングヤーダ、タワーヤーダ、プロセッサ
造林 保育等	地拵え、下刈	チェーンソー、刈払い機	チェーンソー、刈払い機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打ち機

3 林産物の利用の推進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、いずれも小規模分散的であり、流通・加工コストの低減が重要な課題である。

このため、間伐を中心に伐採の計画的実行により、ロットの確保を図るとともに、間伐材の確保に努めることとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林

計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ設定する。

(1) 区域の設定

二ホンジカによる被害が生じている森林及び被害の発生の恐れがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28森整研第180号林野庁長官通知)に基づき、その森林被害の状況を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果や熊本県第二種特定鳥獣管理計画(令和4年度3月策定：第6期)、森林組合等の情報を基に、鳥獣害防止森林区域を定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

二ホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進し、下記ア及びイを組み合わせるものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵、の設置、維持管理及び改良の実施。

なお、防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

イ 捕獲

わな(くくりわな、箱わな等によるものをいう。)及び銃器による捕獲等の実施

なお、実施に当たっては、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。

大津町鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
二ホンジカ	大津町全域	4003.83ha

2 その他必要な事項

1の(2)の実施については、森林組合、森林所有者、地元猟友会等の関係者から聞き取りを行うことにより、実施状況及びその効果の把握を行うものとする。

なお、被害防止対策が実施されていない場合、速やかに森林所有者に対して助言、指導を行い、鳥獣害の防止対策の実施を促すものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等の被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等を開催するなど、国、県、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1（1）において定める区域以外の森林については、シカ等による森林被害（植栽木や希少植物等の食害及び角擦り等による樹木の剥皮被害）を防止するための防護柵、食害防止チューブ等及び剥皮被害防止資材等の設置にあたっては、低コストかつ効果的で、野生鳥獣、特にやさしく危害が少ない防除方法の開発、導入及び普及を推進するとともに、当該施設の設置等に係る支援を行うなど必要な措置を講じるものとする。

また、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。

なお、必要に応じて鳥獣害防止森林区域に編入するものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものであるため、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図ることとする。

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「大津町山林原野火入れに関する条例」（昭和62年12月25日条例第35号）によるものとする。

5 その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

（2）その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他の森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、下記の事項について適切に計画するものとする。

なお、森林経営管理法第35条第1項の経営管理実施権配分計画により経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画による適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 ha
大津町区域	1~42	4003.83

2 生活環境の整備に関する事項

地元住民や年からのUJIターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など、位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山間地域の定住を推進する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

高尾野地区の町民の森や森林公園は、いわゆる里山林としてレクリエーション活動、学校教育等、その他町民の憩いの場として広く利用されており、町民の文化活動を推進する上で重要な基盤である。また、高尾野地区の「町民の森」は、森林が有する土砂災害防止機能は、下方に位置する集落の保全を果たすことから、特に重要である。

町民の森や森林公園の適切な森林整備を行うことにより町民が森林に親しみやすい環境を整え、地域の活性化を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

高尾野地区の町民の森や森林公園は、いわゆる里山林としてレクリエーション活動、学校教育等、その他町民の憩いの場として広く利用されており、町民の文化活動を推進する上で重要な基盤である。また、高尾野地区の「町民の森」は、森林が有する土砂災害防止機能は、下方に位置する集落の保全を果たすことから、特に重要である。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

本町は総面積の大半におよぶ広大な森林を有するとともに、極めて都市圏に近いといった地理的な好条件も有しているため、このことを有効に利用し、気軽に森林に触れることができる場所として都市部の住民をはじめ、地域住民に対し積極的に森林ボランティア等のフィールド提供を行いながら、住民参加型の森林整備を広域的に図っていくこととする。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

本町は熊本市の上流域に位置しており、熊本市の水源である地下水に大きな関わりがあることから、熊本市との間で分収造林契約等を行い、住民参加のボランティア活動等を共同で開催し、水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけることとする。

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、不在村森林所有者に対しては、大津町及び森林組合などの林業事業者がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させ林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

(4) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

該当なし